

廃棄物処理施設を地域の防災・エネルギー拠点とするための施設整備事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を地域の防災・エネルギー拠点とするための施設整備事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られる再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用することで、エネルギー起源のCO₂の排出抑制を図りつつ、災害対応機能を強化した「地域エネルギーセンター」の整備を進めるとともに、地域資源循環の高度化及び脱炭素化に資する市町村等の取り組みを支援することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入や廃棄物焼却施設で生じた熱や発電した電力を地域で利活用するなどにより、廃棄物処理施設及び周辺施設におけるCO₂排出抑制を図るなど低炭素化の取り組みを支援するため、以下の（1）～（2）の事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

（1）施設整備

環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業

廃棄物処理施設からの余熱や発電した電気を地域において有効利用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業

（2）レジリエンス拠点整備

電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備等を導入する事業

熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備等を導入する事業

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

第2(1)、 については、次に条件に該当する者。

- ・人口5万人以上又は面積400 km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。
ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域(次に掲げる各法に定める地域)を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

- ・離島地域 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ・奄美群島 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する区域
- ・豪雪地域 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- ・山村地域 山村振興法(昭和40年法律第64号)第2条に規定する山村
- ・半島地域 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ・過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

第2(1)、(2)、 については、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び民間団体。

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

第2(1)、 に係る体制

- ア 補助事業者は、間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知を行う。
- イ 補助事業者は、間接補助金の交付申請をする者(以下「申請者」という。)の要望に応じて開催する環境省との意見交換を行うための会議に出席する。
- ウ 補助事業者は、間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)を行う。
- エ 補助事業者は、間接補助金の交付決定を受けた者(以下「間接補助事業者」という。)の指導監督を行う。

オ 補助事業者は、間接補助事業者からの問合せ等への対応を行うほか、上記に関する付帯業務を行う。

第2(1)、(2)、に係る体制

ア 補助事業者は、間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知を行う。

イ 補助事業者は、間接補助金交付先の採否に関する審査基準の作成等及び審査委員会(以下「委員会」という。)の設置運営を行う。

ウ 補助事業者は、間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)を行う。

エ 補助事業者は、間接補助事業者の指導監督を行う。

オ 補助事業者は、間接補助事業に対する問合せ等への対応のほか、上記に関する付帯業務を行う。

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで第16条並びに第17条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

第2(1)、

ア 補助事業者は、申請者が提出する書類について、補助対象事業にかかる間接補助金の交付が法令及び予算に定めるところに違反しないかどうか、補助対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、申請者に補助金を交付すべきと認めたものについて、環境省が指定する様式の書類を作成し、環境省に提出する。

イ 補助事業者は、アで提出した書類について、環境省と協議の上、交付先を採択する。

ウ 申請者が提出した書類について変更(ただし、軽微な変更を除く)を伴う場合は、補助事業者が、前段の手続きに準じて、環境省の指定した様式の書類を作成するとともに、環境省と協議を行う。

第2(1)、(2)、

ア 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、環境省と協議の上、採否に関する審査基準(案)を作成し、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。

イ 補助事業者は、アの審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。

ウ 間接補助金交付先の採択は、環境省環境再生・資源循環局長と協議の上、行うものとする。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。

補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(11) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省環境再生・資源循環局長に協議することができる。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第10号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう

指示をすることができる。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和2年2月3日から施行する。
- 2 令和2年4月1日以降の適用においては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の規定により会計年度任用職員に支給される手当については間接補助対象経費とすることができる。

別表第 1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
廃棄物処理施設を地域の防災・エネルギー拠点とするための施設整備事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業	事業を行うために必要な工事費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(詳細は別表第 2 - 1 に定める。)のうち、別紙の(1)に掲げる設備等の整備に係るもの	補助事業者が環境省担当官と協議の上で必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費と第 4 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 または 3 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業	事業を行うために必要な工事費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(詳細は別表第 2 - 1 に定める。)のうち、別紙の(2)に掲げる設備等の整備に係るもの	補助事業者が環境省担当官と協議の上で必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費と第 4 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	廃棄物処理施設からの余熱や発電した電気を地域において有効利用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い	事業を行うために必要な人件費及び業務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(詳細は別表第 2 - 3 に定める。)	補助事業者が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費と第 4 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただ

	事業としての 実現可能性を 調査する事業			し、算出された額に1,000円 未満の端数が生じた場合には、これ を切り捨てるものとする。なお、 算出された額が1,500万円を 超える場合は、1,500万円を 上限額とする
	電線、変圧器 等廃棄物発電 により生じた 電力を利活用 するための設 備又はこれら の設備を運転 制御するため に必要な通信・制御機器 設備等を導入 する事業	事業を行うために 必要な工事費、設備 費、業務費及び事務 費並びにその他必 要な経費で補助事 業者が承認した経 費(詳細は別表第2 -2に定める。)	補助事業者 が必要と認 めた額 (EV収集 車について は同規模か つ同等仕様 の最新燃費 基準に適合 したディー ゼル収集車 又はガソリ ン収集車の 価格と第3 欄に掲げる 経費との差 額として大 臣が必要と 認めた額)	ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象 経費と第4欄に掲げる基準額と を比較して少ない方の額を選定 する。 ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少な い方の額に3分の2(EV収集車 については基準額で示す差額の 3分の2)を乗じて得た額を交付 額とする。ただし、算出された額 に1,000円未満の端数が生じ た場合には、これを切り捨てるも のとする。
	熱導管等廃棄 物の処理によ り生じた熱を 利活用するた めの設備又は これらの設備 を運転制御す るために必要 な通信・制御 機器設備等を 導入する事業	事業を行うために 必要な工事費、設備 費、業務費及び事務 費並びにその他必 要な経費で補助事 業者が承認した経 費(詳細は別表第2 -2に定める。)	補助事業者 が必要と認 めた額	ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象 経費と第4欄に掲げる基準額と を比較して少ない方の額を選定 する。 ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少な い方の額に3分の2を乗じて得 た額を交付額とする。ただし、算 出された額に1,000円未満の 端数が生じた場合には、これを切

				り捨てるものとする。
--	--	--	--	------------

別表第 2 - 1
I 算定基準

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
工 事 費	本 工 事 費	(直接工事費) 材 料 費 労 務 費 直 接 経 費 (間接工事費) 共 通 仮 設 費	<p>別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p> <p>間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用 (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用 (5) 技術管理に要する費用 (6) 現場事務所、労務者宿舍及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。） (7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>営繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合 2.5%</p> <p>(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 1.9%</p> <p>(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.5%</p> <p>(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
		現場管理費	<p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100万円を超え 200万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200万円を超え 500万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500万円を超え 800万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800万円を超え 2,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000万円を超え 5,000万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p> <p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000万円以下の場合 12.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
		一般管理費	<p>(2) 純工事費が 1,000万円を超え 2,000万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000万円を超え 5,000万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000万円を超え 7,000万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 7.5%</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000万円を超え 4,000万円以下の場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000万円を超え 10,000万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が10,000万円を超え 20,000万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が20,000万円を超える場合 11.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
事 務 費	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工 事 費 門 囲 障 等 工 事 費 そ の 他 工 事 費	<p>施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。</p>
	調 査 費		<p>調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。</p>
	工 事 雑 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p style="text-align: right;">1.0%</p>
	旅 費 及 び 庁 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 5,000万円以下の場合 3.5%</p> <p>(2) 工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			(3) 工事費が10,000万円を超え 30,000万円以下の場合 2.5%
			(4) 工事費が30,000万円を超え 50,000万円以下の場合 2.0%
			(5) 工事費が50,000万円を超え 100,000万円以下の場合 1.0%
			(6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%

備 考

事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、営繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費等）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撤水機、滅菌機、ブロアー、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベアー、レンガ、ストッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう）。

ただし、現場加工されるものを除く。

II 費用の説明

交付対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、調査費及び工事雑費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

1. 「本工事費」とは

(1) 直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

(2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材 料 費 工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労 務 費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直 接 経 費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特 許 使 用 料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水 道 光 熱 電 力 料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機 械 器 具 損 料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

(3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運 搬 費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準 備 費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるものを除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

(ウ) 仮 設 費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。

(エ) 役 務 費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。

(オ) 技 術 管 理 費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技

術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。

(カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舍、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。

(キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。

(ク) 安全費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。

ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。(特殊製品については付表参照)

(4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。

(5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。

ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。

(6) 「工事雑費」とは、交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雑役務費、連絡旅費、及び工程に関係ある職員の給与(退職手当金を除く。)並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。

2. 「事務費」とは、交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金(労働保険料を含む)、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費)、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人件費並びに物件費〕をいう。

Ⅲ 交付対象事業費の算定要領

1. 工事費について

(1) 本工事費及び付帯工事費の区分

ア. 本工事は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備の設置に係る工事費

(イ) (ア)設備を補完する設備のうち、管理棟の設置に係る工事費

イ. 付帯工事費は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備を補完する設備(管理棟を除く。)の設置に

係る工事費

(イ) 施設の設置に必要な最小限度の用地の造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）

(ウ) 電気、ガス、水道等の引込み工事に係る負担金

(エ) 前各号に掲げる工事等以外のものであって、必要最小限度の付帯工事

(2) 直接工事費

ア. 材料費は、次のものについて算定すること。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができること。

(イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

イ. 労務費は、次のものについて算定すること。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであり、別に定める工事標準歩掛表に基づいて算定するものとする。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができること。

(3) 特殊製品

特殊製品とは、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入（特注を含む。）の上使用することを予定しているものであること。

特殊製品は、交付取扱要領別表1の付表に掲げるもののほか次のものが該当すること。

i. コンクリート製品

- ① ブロック（積、張、平、連節、根固、消波、空洞、縁石、U型、L型、枠、境界、歩道）
- ② 杭（境界、PC、RC）
- ③ 板（PC、RC）
- ④ 柱（PC、RC）
- ⑤ 矢板（PC、RC）

⑥管（ヒューム、P C、R C、無筋コンクリート）

⑦集水枡、街蓋、方格材、R C桁、柵、ボックスカルバート、組立擁壁

ii. 鉄鋼及び金属製品

①桁（I形鋼、H形鋼、溝形鋼、山形鋼）

②杭（H形鋼、鋼管、簡易鋼）

③鋼柱（照明、標識）

④矢板（鋼、簡易鋼、鋼管）

⑤管（鋼、鋳鉄、コルゲート）

⑥支保工用H形鋼

⑦簡易組立式橋梁、組立式歩道、ライナープレート、覆工板

⑧ガードレール、ガードロープ、フェンス、ガードパイプ、落石防止柵、道路
鋳、舗装用鉄鋼、鋼格子床板

iii. ゴム・合成樹脂製品

①合成樹脂管

②ドレンホース

③吸出防止材

iv. 電気製品

電気材料及び機器

v. その他

①石綿管

②陶管

③視線誘導票、標識、カーブミラー、情報板、吸防音壁、落石防止網、タイル、
消雪パイプ

④継手

vi. 半製品

①生コンクリート

②生アスファルト合材

③凍結防止材

（4）洗車設備に係る工事費

洗車設備に係る工事費は、搬入車両の単位時間当たりの台数に見合う必要最小限度の設備に要する経費であること。

2. 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ環境大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができること。

別表第 2 - 2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p>	<p>直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。</p> <p>工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。</p> <p>直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。</p> <p>工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。</p> <p><特許使用料> 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。</p> <p><水道光熱電気料> 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。</p> <p><機械器具損料> 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。</p> <p>間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。</p> <p>次に掲げるものについて積算するものとする。</p> <p><運搬費> 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。</p> <p><準備費> 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。</p> <p><仮設費></p>

	付帯工事費	<p>現場管理費</p> <p>一般管理費</p> <p>土地造成費 搬入道路等工事費 門困障等工事費 その他工事費</p>	<p>機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。</p> <p><役務費> 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。</p> <p><技術管理費> 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。</p> <p><営繕損料> 現場事務所、試験室、労務者宿舍、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。</p> <p><労務者輸送費> 労務者輸送に要する費用をいう。</p> <p><安全費> 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。</p> <p>当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。</p> <p><土地造成費> 施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。</p> <p><搬入道路等工事費> 施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。</p> <p><門及び困障等工事費> 敷地外周の門、困障等の整備及びその他の工事</p>
--	-------	----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>に必要な最小限度の工事費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雑役務費、連絡旅費、及び工程に係る職員の給与（退職手当金を除く。）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費（賃金（労働保険料を含む）需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品</p>
	測量及試験費		
	工事雑費		
設備費	設備費		
業務費	業務費		
事務費	旅費及び庁費		

			費等の人件費並びに物件費)をいう。
--	--	--	-------------------

別表第 2 - 3

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
人件費	人件費		事業に従事する者の作業時間に対する人件費。 ただし、地方公共団体の職員の人件費は含まない。
事務費	旅費及び庁費		事業を行うために直接必要な事務に要する旅費 及び庁費〔賃金（労働保険料を含む） 需用費（消 耗品費及び印刷製本費）、通信運搬費、委託料、使 用料及び賃借料、備品費〕をいう。

別紙様式

番 号
年 月 日

環境省環境再生・資源循環局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名
印

年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を地域の防災・エネルギー拠点とするための施設整備事業)
に係る翌年度における間接補助事業について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を地域の防災・エネルギー拠点とするための施設整備事業)について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、廃棄物処理施設を地域の防災・エネルギー拠点とするための施設整備事業実施要領第3(11)の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要
 - (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
 - (2) 間接補助事業の名称
 - (3) 間接補助事業の概要
 - (4) 翌年度における間接補助事業の概要
2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性
3. 参考資料

交付対象として上表を適用する設備等の範囲は次のとおりとし、ここに定めのないものはエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルによるものとする。

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

新設に関する事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、要件は次のとおりである。

ア．エネルギー回収率22.0%相当以上(規模により異なる。)の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

イ．二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすものに限る。

ウ．本事業の補助対象設備は、次に掲げるものであること。

受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)

前処理設備

固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備

燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備

燃焼ガス冷却設備

排ガス処理設備

余熱利用設備・エネルギー回収設備(発生ガス等の利用設備を含む。)

通風設備

灰出し設備(灰固形化設備を含む。)

残さ物等処理設備(資源化設備を含む。)

搬出設備

排水処理設備

換気、除じん、脱臭等に必要な設備

冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

薬剤、水、燃料の保管のための設備

前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)

前各号の設備の設置に必要な建築物

搬入車両に係る洗車設備

電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

②前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

エ．本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ウ．の建築物のうち、、、及びの設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)

(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する補助事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、

要件は次のとおりである。

ア．あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が5%相当以上削減されるものであり、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備える場合は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定し、事業実施後は全連続運転を行うものであって(ただし、実施要領第3(2)の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域についてはこの限りではない。)事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

イ．本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化対策及び災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限る。

受入・供給設備

前処理設備

メタン発酵設備

燃焼(溶融)設備

熱回収(排ガス冷却)設備

排ガス処理設備

余熱利用設備(バイオガス利用設備を含む)

通風設備

灰出し設備

焼却残さ溶融設備

発酵残さ処理設備

給水設備

排水処理設備

電気設備

計装設備

前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品(ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)

前各号の設備の設置に必要な建築物

電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備